

こども家庭庁 要請行動項目解説

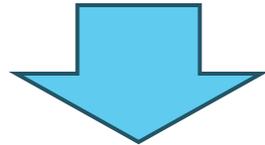
自治労現業評議会
一般現業部会

保育現業が抱える課題

- ▶ 調理業務の繁忙
- ▶ 公立保育所の老朽化
- ▶ 物価高による食材費のひっ迫
- ▶ 保育所全体の繁忙

背景 1 保育所調理業務は、なぜ繁忙に？

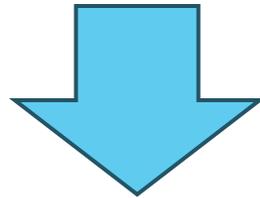
- ▶ 食物アレルギー対応
- ▶ 細分化と子どもの成長に応じ期間が延伸している離乳食対応
- ▶ 宗教食
- ▶ 医療的ケア等の配慮食
- ▶ 特別保育事業対応（病後児、一時預かり、休日、夜間など）
- ▶ 食育活動
- ▶ 異物混入などの事故に対する厳格化
- ▶ 老朽化・狭いスペースでの作業 など



これらの要因により、業務内容は、複雑・高度化している。

背景 2 要員配置はどうなっているのか？

- ▶ 「児童福祉施設の設備及び運営に関する基準」第33条（職員）において、調理員が必置となっている。
- ▶ しかし、配置基準は設けられていない。
- ▶ ただ、公定価格の基本分単価で「利用定員40人以下で1人分、150人以下2人、151人以上で3人分（1人は非常勤）が人件費として事務費に含まれている。
- ▶ この法律は、1948年に施行され、76年間改正されていない。



保育士のように明確な配置基準がなく、公定価格が人員算出の根拠となっている。

また、1998年には、段階的に調理業務の外部委託や外部搬入の規制緩和が推し進められ、調理員の必置および調理室の必置義務も実質反故にされている状況。

要請項目 1

- ▶ 保育所調理員は、老朽化や現代の調理業務に適していない施設・設備を使用して日々の食事提供と併せて、様々な個々食を適切かつ迅速に対応し、また乳幼児期の子どもに必要な知育・徳育・体育の基礎となる職員間連携による「食育」の実践や、さまざまな感染症への対応など、その業務内容は複雑・高度化している。このような状況を踏まえ、**給食調理員の明確な職員配置基準を設け、その改善を図ること**。また、同様に理由から「**保育体制強化事業**」の保育に係る周辺業務に調理補助業務を加え、**現場の体制強化をはかること**。

児童福祉法最低基準の改定と
保育関係予算項目「保育体制強化事業」に調理
補助者業務の加算を要請

調理業務の人員増加で繁忙な業務を緩和

参考資料

【2024年度こども家庭庁保育関係予算】

(4) 保育体制強化事業（保育対策総合支援事業費補助金）

清掃業務や遊具の消毒、給食の配膳、寝具の用意、片付け、外国人の子どもの保護者とのやりとりに係る通訳といった保育に係る周辺業務を行う者（保育支援者）の配置の支援を行い、保育士の業務負担の軽減を図る。

また、登園時の繁忙な時間帯やプール活動時など一部の時間帯にスポット的に支援者を配置する場合の補助を行う。

【実施主体】 市区町村が認めた者

【対象施設】 保育所、幼保連携型認定こども園

※園外活動時の見守り等を行う保育支援者を配置する場合の補助（1箇所当たり月額45千円）については、小規模保育事業、家庭的保育事業、事業所内保育事業及び幼稚園型認定こども園も対象とする。（スポット支援員の配置に係る対象施設も同じ）。

【補助基準額】 1か所当たり月額100千円

※1 保育支援者が「園外活動時の見守り等」にも取り組む場合 1か所当たり月額145千円（勤務時間の上乗せ及び傷害保険加入料を追加）
（保育支援者が、市区町村が認めた交通安全に関する講習会等に参加することが要件）

※2 キッズ・ガードに謝金を支払う場合又は園外活動時の見守り等を委託する場合 1か所当たり 月額 45千円

※3 スポット支援員の配置を行った場合 1か所当たり 月額 45千円（*）

*保育支援者と合わせて補助する場合は、当該保育支援者とは別に加配することを要件とする。

【補助割合】 国：1／2、都道府県：1／4、市区町村：1／4

国：1／2、市区町村：1／2

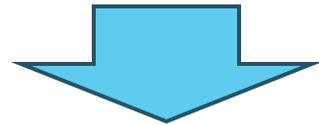
【補助要件】 保育士の業務負担が軽減される内容や、職員の雇用管理や勤務環境の改善に関する取組等を記載した実施計画書を提出すること

要請項目 2

- ▶ 医療的ケアが必要な児童の受け入れに関しては、トロミ食やミキサー食等、個々の状況に応じた対応が求められることから、調理部門においても、受け入れに応じた予算措置を行うこと。

医療的ケアを必要とする児童の受け入れでは、手厚い補助金が確保されている。

しかし、食事内容に配慮を有する場合、補助対象か不明なため、要請をおこなった。



回答では、調理に特化したメニューがあるわけではないが、対応して頂いているのならば、「医療的ケア児保育支援事業」の基本分として補助を活用していただくことは可能

参考資料

【2024年度こども家庭庁保育関係予算】

多様な保育の充実

(令和6年度概算要求額) (前年度予算額)
124億円+事項要求 (124億円)

医療的ケアを必要とするこどもの受入体制の整備や家庭的保育における複数の事業者・連携施設による共同実施の推進等、様々な形での保育の実施を支援する。

(1) 医療的ケア児保育支援事業【拡充】 (保育対策総合支援事業費補助金)

医療的ケアを必要とするこどもの受入体制の整備を推進するため、保育所等における看護師の配置や、保育士の喀たん吸引等に係る研修の受講等への支援を実施する。

令和6年度概算要求においては、保育所における医療的ケア児の災害対策として、停電時における安全・確実な電源確保等医療的ケア児の災害対策として必要な備品に対する補助を行う。また、研修の受講支援等、医療的ケア児を受入れる前に必要な支援はそれぞれ単独で国庫補助の対象とするよう運用改善を図る。

【実施主体】 都道府県、市区町村

【補助基準額】	基本分単価	①看護師等の配置	1施設当たり	5,290千円
		(2名以上の医療的ケア児の受け入れが見込まれる保育所等において、看護師等を複数配置している場合、5,290千円を加算。)		
	加算分単価	②研修の受講支援	1施設当たり	300千円
		③補助者の配置	1施設当たり	2,230千円
		④医療的ケア保育支援者の配置	1市区町村当たり	2,230千円
		(喀痰吸引等研修を受講した保育士が担う場合、130千円を加算)		
		⑤ガイドラインの策定	1市区町村当たり	570千円
		⑥検討会の設置	1市区町村当たり	360千円
		⑦災害対策備品整備	1市区町村当たり	100千円【拡充】

【運用改善】

※②、⑤、⑥はそれぞれ単独で補助することを可能とする。

【補助割合】 国：1/2、都道府県・指定都市・中核市：1/2 国：1/2、都道府県：1/4、市区町村：1/4

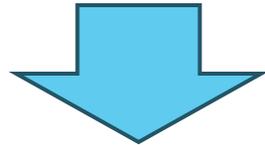
※医療的ケア児の受入体制に関する以下の要件を満たす整備計画書を策定する自治体については補助率を嵩上げする。
・3年後の医療的ケア児の保育ニーズ(見込み)に対して、受入予定の医療的ケア児人数(見込み)が上回ること。
国：2/3、都道府県・指定都市・中核市：1/3 国：2/3、都道府県：1/6、市区町村：1/6

保育現業が抱える課題

- ▶ 調理業務の繁忙
- ▶ 公立保育所の老朽化
- ▶ 物価高による食材費のひっ迫
- ▶ 保育所全体の繁忙

なぜ公立保育所に老朽化した施設が多いのか？

- ▶ 団塊の世代Jrが生まれた1970年前後に多くの公立保育所が開所
- ▶ 待機児童問題で全国で民間委託や移管が増加
- ▶ 委託や移管の際、老朽化した施設では、買い手がつかないので立て直し
- ▶ 委託・移管施設に予算が充てられる
- ▶ 予算の多くが、建て替えに回るため、公立には予算が回ってこない
- ▶ また、民間保育園には、省庁の補助金も多々あり
- ▶ 公立保育所は、三位一体改革で、運営費が「ひも付き予算」から「一般財源化」
- ▶ こども家庭庁の「保育関係予算」のほとんどの補助金が公立は対象外



国の施策が民間委託に移行させるようなシステムとなっている。

参考資料

【2024年度こども家庭庁保育関係予算】

保育の受け皿整備

(令和6年度概算要求額)

(前年度予算額)

374億円+事項要求 (341億円)

できるだけ早く待機児童の解消を目指すとともに、女性(25~44歳)の就業率の上昇に対応するため、「新子育て安心プラン」に基づき、保育所等の整備などを推進する。

(1) 就学前教育・保育施設整備交付金

市区町村が策定する整備計画等に基づき、保育所、認定こども園及び小規模保育事業所に係る施設整備事業及び防音壁設置の実施等に要する経費に充てるため、市区町村に交付金を交付する。その際、「新子育て安心プラン」に基づき、意欲のある自治体の取組を積極的に支援するため、補助率の嵩上げ(1/2→2/3)等により整備を推進する。

【対象事業】 ・保育所整備事業 ・幼保連携型認定こども園整備事業 ・認定こども園整備事業(保育所型、幼稚園型)
・公立認定こども園整備事業 ・小規模保育整備事業 ・防音壁整備事業 ・防犯対策強化整備事業

公立は除外

＜事項要求＞防災・減災、国土強靱化のための5か年加速化対策に必要な経費

【実施主体】 市区町村

【設置主体】 社会福祉法人、日本赤十字社、公益社団法人、公益財団法人、学校法人等 (保育所及び認定こども園については公立を除く)

【補助割合】 国：1/2、市区町村：1/4、設置主体：1/4

※ 新子育て安心プランに参加する等一定の要件を満たす場合は、国:2/3、市区町村:1/12、設置主体:1/4

300万円以上の建て替えに利用可となっている。

そのような中

公立保育所も利用可の保育関係予算が2022年度に登場

(11) 保育環境改善等事業（保育対策総合支援事業費補助金）

保育所等において、障害児を受け入れるために必要な改修等や病児保育事業（体調不良児対応型）を実施するために必要な設備の整備等に必要な費用の一部について支援する。

令和6年度概算要求においては、安全対策事業において、送迎用バスへの置き去り防止のためのプザーの設置等に必要な経費（令和6年度以降に新設した園に限る）やICTを活用したこども見守りサービス（GPSやBluetoothを活用したシステムなど）などの安全対策に資する機器等を導入するための経費について、令和4年度第2次補正予算に引き続き支援する。

【実施主体】 市区町村、保育所等を経営する者

【対象事業】 1. 基本改善事業（改修等） ①保育所等設置促進等事業 ②病児保育事業（体調不良児対応型）設置促進事業
③ノンコンタクトタイムを確保し、保育士同士で保育の振り返り等を実施するためのスペース等の設置に必要な改修費等について補助

2. 環境改善事業（設備整備等）

①障害児受入促進事業 ②分園推進事業 ③熱中症対策事業 ④安全対策事業 ⑤病児保育事業（体調不良児対応型）推進事業
⑥緊急一時預かり推進事業 ⑦放課後児童クラブ閉所時間帯等における乳幼児受入れ支援事業
⑧感染症対策事業 ⑨保育環境向上等事業

【補助制限】 制限無し：1. ①、②、2. ①、②、⑤～⑦ 10年間の経過期間を設けた上で制限を撤廃：2. ③、④、⑧、⑨

【補助基準額】 1. 基本改善事業 1施設当たり 7,200千円
ノンコンタクトタイムスペース改修費の場合 1施設当たり 100千円

2. 環境改善事業（①～③、⑤、⑧、⑨） 1施設当たり 1,029千円
④ 1施設当たり 500千円以内
⑥、⑦ 1施設当たり 32,448千円

【補助割合】 2. ④の事業 国：1/2、都道府県・市区町村：1/4、事業者：1/4 2. ⑥⑦の事業 国：1/2、市区町村：1/2
それ以外の事業 国：1/3、都道府県：1/3、市区町村：1/3 又は 国：1/3、指定都市・中核市：2/3

保育環境改善等事業（安全対策事業）

【事業内容】

① 送迎用バスへの置き去り防止のためのプザーの設置等に必要な経費

② ICTを活用したこども見守りサービス（GPSやBluetoothを活用したシステムなど）などの安全対策に資する機器等を導入するための経費

【実施主体】

○保育所、幼保連携型認定こども園、地域型保育事業（居宅訪問型保育事業除く。以下同じ。）及び放課後児童クラブ（①に限る）を対象とする場合
＞市区町村又は市区町村が認めた者

○認可外保育施設を対象とする場合 ＞都道府県、市区町村、都道府県が認めた者又は市区町村が認めた者

○広域的保育所等利用事業を行う者を対象とする場合（①に限る） ＞市区町村又は市区町村が認めた者

【補助基準額】 ① 送迎用バス1台当たり 175千円（放課後児童クラブは88千円）

② 保育所・幼保連携型認定こども園・地域型保育事業・認可外保育施設 1施設当たり 200千円以内

【補助割合】 ① 定額

② 国：1/2、都道府県・市区町村：1/4、事業者：1/4

1施設当たり
各項目で
約100万円の補助あり

エアコン設置や
調理室の水回り修繕でも
活用可能と
確認済

要請項目 3

- ▶ 「保育環境改善等事業」の対象事業に老朽化する公立保育所調理室の施設整備を可能とする項目を追加すること。

あわせて、こども家庭庁には、

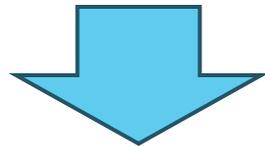
- 老朽化による害虫被害での劣悪な衛生環境
- 調理室修繕に利用可とする項目明示
- 自治体担当者への通知
- 予算の増額
- 手狭なスペースでの作業環境 など

保育現業が抱える課題

- ▶ 調理業務の繁忙
- ▶ 公立保育所の老朽化
- ▶ 物価高による食材費のひっ迫
- ▶ 保育所全体の繁忙

現場では...

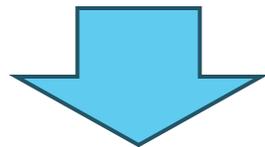
- ▶ 保育所の多くは、周辺地域の各業者から食材を調達
- ▶ 地域によって価格に変動があり、物価が高い地域の保育所は、食材費が困窮
- ▶ 現場の対応としては...
- ▶ 業者からの請求を来月回し
- ▶ 食材の品質を落とす
- ▶ 価格の高い食材の使用を控える



さらにひっ迫している現場は、未確定の欠席児童を見越し
規定量減をおこなった事例も

これまでの食料品と国の対策の経過

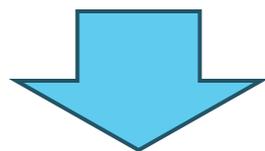
- ▶ 2022年 値上げ品目 2万5768品目 値上げ率 14%
- ▶ 2023年 値上げ品目 3万2395品目 値上げ率 15%
- ▶ 毎年物価変動を公定価格に反映している。
- ▶ しかし、急激な物価高騰については、上乗せしきれていない。
- ▶ 2023年度は、食材費にかかる物価上昇分の公定価格どりの見直しは4%UPのみ
- ▶ 2022年～2023年9月までは、地方創生臨時交付金で対応
- ▶ 2023年11月「総合経済対策」における「重点支援地方交付金」が活用可
- ▶ 2024年度も以上の物価高騰対策支援の予算措置を継続予定



2024年は原材料高から賃金上昇に伴う物価高への変換が予測される。

給食費無償化の経過

- ▶ 2019年10月 幼児教育・保育の無償化で3～5歳の保育料が無償化
- ▶ しかし、給食費は、保護者負担のまま
- ▶ 理由は、
- ▶ 追加的な財源が必要
- ▶ 給食提供がない施設（幼稚園）や在宅で子育てする保護者との不平等
- ▶ 今後は、学校給食費の議論動向を踏まえ検討



どこに居ようとも食事は取ることから現状は保護者実費負担
ただ、多子、ひとり親世帯、低所得世帯の減免
住民税非課税世帯（0～2歳 給食費無償化）

要請項目 4

- ▶ 物価高騰により食材費が逼迫し、各現場は対応に苦慮している。この状況を鑑み、補助的な予算措置を早急に求めるとともに、政府が進める異次元の少子化対策を踏まえ、再度、給食費無償化に向け予算措置を講ずること。

物価の高騰で家庭もひっ迫している。

今回、異次元の少子化対策による「こども未来戦略方針」では、「こども子育て支援加速化プラン」で3兆6千億円の予算

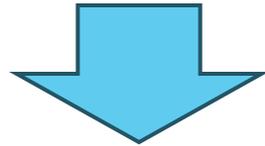
実費負担は今後ますます重く家庭にのしかかる
改めて無償化についても検討すべき

保育現業が抱える課題

- ▶ 調理業務の繁忙
- ▶ 公立保育所の老朽化
- ▶ 物価高による食材費のひっ迫
- ▶ 保育所全体の繁忙

保育所の現状

- ▶ こどもの育ちのための計画や安全な保育のためのマニュアル等で業務が多忙に
- ▶ また、こども子育て支援制度における複雑な事務も保育士が対応
- ▶ 保育関係予算で保育士増加のための手厚いサポートや補助金優遇
- ▶ 業務繁忙軽減のためのICT化や補助者雇用への加算
- ▶ しかし、本務職員および会計年度任用職員も必要な要員数に達せず、慢性的な人手不足
- ▶ 一方、文科省管轄の幼稚園では、事務職員が職員配置基準（置くように努める職員）
- ▶ また、用務員も本務職員としての予算措置あり



保育士は保育業務と共に
事務作業や備品管理、環境整備、施設管理保全も担っている

要請項目 5

- ▶ 用務員や事務員の要員配置を児童福祉施設最低基準33条の職員配置に加え、安全安心な保育提供の確保を図ること。また制度が確立するまでは、要員確保を可能とする予算措置を講ずること。

現在、週30時間の事務職員における予算措置が設けられているが、根本的な業務軽減に繋がっていない

こども子育て支援制度で幼稚園も公定価格対応となっているのならば、保育所でも、本務の用務員、事務員が可能となる予算措置および制度改正が必要

みなさんからも現場の不満、問題点
聞かせてください。
その声を省庁要請行動に繋げます。

ご清聴ありがとうございました。